

# 令和5年 第4回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年6月2日

招集年月日	令和5年6月2日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年6月2日 午前10時43分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	11 番	佐々木 美知夫		1 番	角 田 伸 一	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和5年6月2日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	安芸太田町人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について
報告第1号	令和4年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第4号	令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第5号	令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
議案第45号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (松原・小板辺地飲用水供給施設)
議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (二郷辺地加工施設)
議案第47号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第48号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
議案第49号	財産の取得について (消防団活動服及びアポロキャップ)
議案第50号	財産の取得について (ホイールローダ除雪車)
議案第51号	令和5年度安芸太田町一般会計補正予算 (第2号)
議案第52号	令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第53号	令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第54号	令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

令和5年第4回定例会  
(令和5年6月2日)  
(開会 午前10時43分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第4回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり、議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長、病院事業管理者です。なお同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。3月の定例会以降、本定例会までに受けた陳情等は、お手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。監査委員から4月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

---

○中本正廣議長

町長行政報告の前に町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、皆さんおはようございます。本定例会におきましても、ご指導ご鞭撻いただきますようよろしくお願いいたします。改めて議会冒頭での発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。みなさまご承知と思いますが、5月31日に、太田川河川整備懇談会が開催され、太田川水系の河川整備計画の変更原案が公表されました。近年の集中豪雨等による洪水被害は、激甚化、頻発化していることから、国は、令和2年11月に、太田川河川整備計画を変更され、これまでの70年に1度の雨から100年に1度の雨にも耐えられる洪水調節機能の整備を、新たな目標とされておられましたが、先般の懇談会では、その目標を達成するために、既存ダムの有効活用に加えて、新たに太田川上流域にダムを建設することを提案され、懇談会でも妥当と判断されたと伺っております。私としては、町民の生命と財産を守るの、首長の果たすべき最も重要な責務と考えているところ、昨年台風14号の経験も踏まえて、国に対しては、洪水調節機能の向上を強く要望してきたところでございます。この変更原案については、今後、様々な観点から検討していかなければならないと思いつつも、流域住民の安全確保の観点からは、効果的かつ合理的であると受け止めているところでございますが、一方で、本案は、当該地域住民に立ち退きも含めた犠牲を強いるものであり、その推進には、当該地域住民のご理解が大前提であり、その地域住民の選択を確保することもまた首長として重要な役割とも考えているところでございます。昨日、本町と上流下流の関係にある広島市長とも電話による協議を行ったところ、市長も、私と同じ認識であることを確認し、地域のみなさまの意向を最優先で確認してほしいとの発言がございました。またその上で市長からは、仮に、地域住民の理解を得て計画を進めることができるのであれば、市民の安全を守る立場として、これに勝る感謝はないとの発言もございました。こうした状況も踏まえて、現在地域では、かねてより活動されているダム対策協議会を中心に、慎重に議論を重ねておられるところでございます。私としては、まずはその地域の意向を十分に確認するつもりではありますが、一方で、本件は、住民の命がかかる案件であるがゆえに、早急に判断すべき課題であるとも考えているところでございます。つきましては、事の重要性に鑑み、議会におきましても、本件について急ぎ、お取扱いをいただきたいと考えているところでございます。急なお話でもあり、大変恐縮ではございますが、町としても、可能な限り情報提供等を行ってまいりますので、急ぎ、ご議論を始めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。

---

## 日程第2. 行政報告

### ○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

### ○橋本博明町長

はい、続きまして、お手元にお配りをしております行政報告をもってですね、ご報告をさせていただきますようお願いしております。

#### 1. 組織・体制について

令和5年度の体制について、令和4年度中に、11名が退職する一方、4月1日には、県等からの出向を含めて11名が新たに本町職員として加わりました。新人職員は、病院事務も含め、8名を採用するとともに、県からは、レジシブ担当の主幹クラスの職員と教育主事を、広島市からは、上下水道担当の主幹クラスの職員をそれぞれ派遣いただいております。これにより、病院を除く定員管理上の職員数は141人から137人になりました。

#### 2. 令和4年度安芸太田町功労者表彰式

3月20日、安芸太田町役場にて、「令和4年度安芸太田町功労者表彰式」を執り行いました。これまで町表彰規定に基づく表彰については、合併10周年記念等、節目での表彰しか行っておりませんでした。が、規程の本旨を鑑み、今後は、年1度の定期的な表彰実施を行うべく、その第一歩として、9名の方への表彰を執り行ったものでございます。心からお祝いを申し上げます。

#### 3. 安芸太田町らしい教育のあり方懇話会について

4月20日に第5回目の懇話会を開催し、国立教育政策研究所総括研究官、白水始委員に「学び続けるまちづくりを目指して」と題して発表、提言をいただきました。白水委員には、本町が取り組んできた「協調学習」によって、本町の子どもたちは「自分の考えにこだわりを持ち、根拠に立ち返りながら粘り強く考える姿」、「誰の考えも否定せずに、やりとりを通して考え続ける姿」が育ってきているというご指摘をいただくとともに、「学び続けるまちは、子どもを育てる」、「そのまちには、子どもが成人になっても帰ってくる」というご提言をいただきました。次回は、これまで各委員よりいただいた提案の論点整理を行い、委員のみなさまに議論をいただく予定でございます。

#### 4. 安芸太田町行財政審議会について

本年度第1回目の「安芸太田町行財政審議会」を5月12日に開催しました。審議会では、「安芸太田町公共施設等総合管理計画」について、国が新たに追加した計画に盛り込むべき事項や、計画策定から5年が経過したことによる時点修正について議論いただき、改定案について承認をいただきました。また、今年度からは、個別施設ごとの取り扱いを定める「個別施設計画」の策定を進めることとしていますが、その検討方法やスケジュールについてご議論をいただきました。

#### 5. 筒賀拠点整備計画について

第6回目の「筒賀拠点整備計画策定委員会」を3月28日に開催しました。委員会では、意見交換会の議論やパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、「整備計画（案）」は、現時点で最終決定とせず、今しばらく地域住民の理解を深めるよう、ご意見をいただきました。令和5年度は、引き続き、住民への説明会等を行い、理解促進を図るとともに、先行して、地域活性化を促す取り組みを進めてまいります。

#### 6. G7広島サミットについて

5月19日から21日まで「G7広島サミット」が開催されました。本町の取り組みとしては、旧市民球場跡地「シメントひろしま」で開催された「広島サミット県民会議期間限定ショップUCHIRA（ウチラ）」に、4月17日から4日間出展し、地域製品の販売等を行いました。続いて、4月27日には、ドイツ・イタリア先遣隊の歓迎夕食会に、本町の松原神楽団が出演しました。また、国際メディアセンター内に設置された広島情報センターと県民会議主催の各国関係者歓迎レセプション会場に安芸太田町ブースを開設し、観光資源や特産品等の発信を行いました。さらに、サクラオB&Dとの共同企画で製造した「G7限定版戸河内ウイスキー」は、各歓迎レセプションで提供されたほか、インターネットによる購入申込みは、予定本数を大幅に上回る人気となりました。なお、昨年10月から広島サミット県民会議事務局に派遣しておりました職員は派遣期間を終え、6月1日付で本町に復帰しております。

#### 7. 税務行政の推進について

令和 4 年分の確定申告を町内 18 会場で行い、1,523 件の申告を受け付けました。この申告に基づき、令和 5 年度町県民税の賦課作業を行い、納税通知書を発送します。また、軽自動車の登録に基づき、軽自動車税納税通知書を、土地・家屋の評価、償却資産の算定に基づき固定資産税納税通知書をそれぞれ発送しました。

#### 8. ふるさと納税の推進について

令和 4 年度のふるさと納税が 1 億 6,058 万 2 千円となり、過去最高を更新しました。内訳は、「ふるさと応援寄附金」が 1 万 1,094 件の 1 億 5,128 万 2 千円。「企業版ふるさと納税」が 8 社から 930 万円のご支援、ご賛同をいただきました。ふるさと応援寄附金の推移、人気返礼品の状況は、次のグラフ・表のとおりでございます。

#### 9. はしもトークについて

令和 4 年度の地域住民との懇談会「はしもトーク」は、前年を上回る 24 会場、416 人の皆様に参加いただきました。各会場では前回の議論の経過報告を行うとともに、新たな意見や地域課題についてのご指摘をいただきました。なお、令和 4 年度からは、地域のみならず、各種団体等との懇談会も実施しており、今年度もこの取り組みを継続し、希望のあったところから順次開催していく予定でございます。

#### 10. 自治振興連絡協議会会議及び研修会について

自治振興連絡協議会会議を 4 月 25 日に開催し、51 名の自治振興会長にご参加いただき、令和 5 年度主要事業等の説明や意見交換を行いました。また、今年度は新たな取り組みとして、会議開催後に研修会を開催し、地域活性化まちづくりコンサルタントの水津陽子様を講師に迎え、「令和・アフターコロナの自治会・町内会運営と共助コミュニティ活性化」をテーマに講演していただきました。地域活動に現役世代を取り込む工夫や、ICT 機器の活用による役員の負担軽減など、これからの地域づくりについて、自治振興会の皆さんと一緒に考える機会となりました。

#### 11. 集落支援員について

令和 3 年度から、欠員となっていた筒賀地区の集落支援員が、5 月 1 日付で着任しました。筒賀支所を拠点として、集落の維持が困難となりつつある周辺集落を中心に巡回点検を行うとともに、地域行事等へも積極的に参加し、集落の維持活動を推進していただきます。

#### 12. 合理化計画調印式

3 月 23 日に「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化計画に関する協定書」の調印式を行いました。本町では、平成 20 年度以降 5 年おきに計画を策定し、下水道の普及に伴い、業務量が減少していく事業者に対して、代替業務等の支援を行い、業務の安定化を図っているところであり、このたびの調印式では、令和 5 年度以降の新たな計画に基づく協定を締結し、し尿等を適切に処理していくことを確認しました。

#### 13. 令和 5 年度深入山山焼きの実施について

深入山の草原景観及び自然環境を維持するため、4 月 2 日に山焼きを実施しました。昨年に続き、2 年連続の開催となった今年は、新たに公募ボランティア 10 人も加わり、松原地域有志のほか、町消防団や町職員、総勢 214 人により実施いたしました。また、今年度は新たにキッチンカー等の飲食ブースを設けたこともあり、昨年度を大きく上回る約 1,500 人にお越しいただいたところでございます。

#### 14. 道の駅再整備事業について

道の駅再整備策定検討委員会の検討内容をもとに、住民を対象として意見募集を行った結果、4 月 7 日に道の駅再整備基本計画を策定いたしました。この基本計画を具現化すべく、令和 5 年度より道の駅的设计・建設・運営を包括的に推進する民間事業者の選定業務に着手してまいります。

#### 15. 安芸太田町農業振興ビジョンについて

3 月 23 日に開催した農林業振興対策審議会において、今後 10 年間の町の農業振興施策をまとめた安芸太田町農業振興ビジョンを策定いたしました。太田川産直市を活用した小規模農家の育成支援、特産品祇園坊柿の振興、ひろしま活力農業経営者育成事業の支援及び過疎高齢化への対応の 4 つを柱として取りまとめたものでございます。この振興ビジョンにより、大小さまざまな農家が、労力に見合った所得と生きがいを見だし、継続した農地の活用がなされる姿の実現を目指してまいります。

#### 16. 森林バイオマス資源のエネルギー利用計画について

3 月 23 日に開催した農林業振興対策審議会において、本町の豊富な森林資源の活用に向けた「安芸太田町における森林バイオマス資源のエネルギー利用計画」を策定いたしました。この計画により、木質バイオマス発電に必要な事業規模による採算性や燃料の確保等、課題と対応すべき事項が明らかになりました。本計画を元に、引き続き事業に意欲を持つ事業者等との協議を進めてまいります。

#### 17. 安芸太田町の神楽振興について

安芸太田町神楽協議会が設立したことを記念し、4月30日に戸河内ふれあいセンターにおいて神楽共演大会を開催しました。町内から5団体、町外から2団体が出演し、定員472人の会場は、立ち見が出るほどの盛況となりました。会場周辺では、G7広島サミット県民会議事務局によるPRブースやパネル展示が設置されるなど、情報発信の連携を行いました。

#### 18. 「黒い雨」に遭われた方に対する、被爆者健康手帳の交付について

国が示した新たな被爆者認定指針の運用が始まった令和4年4月から1年が経過し、申請者への被爆者健康手帳交付が進んでおります。一時期は300人を超える方が、審査結果を待つ状況もありましたが、現在は50人程度まで解消され、申請後、おおよそ4～6か月で交付決定が行われております。その一方で、申請から1年を経過してもなお結果を待つ方もおられ、町からも改めて追加資料の提供を行う等、広島県の審査に協力しているところでございます。令和5年5月31日現在の被爆者健康手帳等の申請状況は、次のとおりでございます。表をご確認ください。

#### 19. 新型コロナウイルス感染症の5類移行について

新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5月8日から5類へ引き下げられました。5類感染症は、感染等の危険度などを5段階に分類した場合の1番下に位置し、季節性インフルエンザもこの5類に含まれております。新型コロナへの対応が徐々に緩和していく中ではありますが、特に重症化リスクの高い方を守るための行動はお願いを継続するなど、状況を注視してまいります。

#### 20. 町内全域におけるごみ分別説明会開催について

前年度に引き続き、今年度も町内全域において、ごみ分別説明会を開催しており、現在のところ、6月以降、19会場での開催を予定しております。昨年度は「燃えないごみ」に焦点を当てて開催しましたが、今年度は、「燃えるごみ」への混入が多い「紙類の再資源化」について、分かりやすく説明を行ってまいります。

#### 21. 小中学校、保育所・こども園の教育・保育活動について

令和5年度の小中学校、保育所・認定こども園の児童・生徒・在園児状況は、次のとおりでございます。表をご確認ください。今年度の小中学校入学式は、来賓を招いて挙行されました。今後は、学校行事等において、子どもと保護者・地域とつながる機会が増えてくることが期待されます。なお、各小学校は全て単式のクラスで新たな学年をスタートしているところであります。

#### 22. 加計高校支援について

本年度の加計高校の新入生は40人、総生徒数は105人となりました。新入生のうち、県外からの入学生徒は18人であり、全国公募の成果も上がっております。また、令和4年度卒業生においては、国公立大学進学者も11人となり、教育支援の成果も上がっております。今後も「生徒寮、公営塾、クラブ活動支援、教育支援等」を推進し、全国の中学生から選ばれる高校を目指し、魅力向上のための取り組みを支援してまいります。

#### 23. 安芸太田病院の医療提供体制等について

4月より、安芸太田病院では、整形外科医師1名と、内科3名の交代があり、常勤医師10名体制で運営しております。今年度も、広島市立病院機構と「連携中枢都市圏形成に係る医療連携協定」を結び、市立北部医療センター安佐市民病院の、精神科及び内科医師の派遣を受け、外来診療や当直業務の支援により、患者さんのニーズに即した診療科の継続、救急医療の確保と、常勤医師の負担軽減につながっています。また、以前から要望のあった血液透析を午前のみから午後も行えるよう医療スタッフの採用による増員等を進め、4月より、対応可能となりました。

#### 24. 入院患者様への面会制限緩和について

5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類へ引き下げられたことにより、入院患者様への面会制限が緩和されました。患者家族へ限定し、時間や人数の制約はありますが、心身の安楽や安定につながるよう環境を整えてまいります。

以上でございます。

○中本正廣議長

以上で町長の行政報告を終わります。

---

### 日程第3. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番佐々木美知夫議員及び1番角田伸一議員を指名いたします。

---

#### 日程第4. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日6月2日から6月9日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は8日間に決定いたしました。

---

#### 日程第5. 安芸太田町人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について

○中本正廣議長

日程第5、安芸太田町人権擁護委員候補者の推薦に対する意見についてを議題といたします。町長から令和5年5月15日付けで、人権擁護委員候補者として、別紙写しのとおり、法務大臣に推薦することに対し、意見を求められています。お諮りします。町長が人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦しようとする方については、適任であることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって町長から意見を求められた方は、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 報告第1号

#### 日程第7. 報告第2号

#### 日程第8. 報告第3号

#### 日程第9. 報告第4号

#### 日程第10. 報告第5号

○中本正廣議長

日程第6、報告第1号、令和4年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第10、報告第5号、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの5件を一括議題といたします。提出者から報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、提案説明させていただきます。報告第1号、令和4年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。報告第2号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。報告第3号、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。報告第4号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和4年度安芸

太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。報告第5号、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。詳細は担当課長等から説明させます。

○中本正廣議長

郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、それでは、報告第1号、令和4年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について総務課よりご説明をさせていただきます。こちらは先の3月定例議会でご承認いただきました令和4年度安芸太田町一般会計繰越明許費につきまして、実際の繰越額や財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項に従いましてご報告させていただくものでございます。対象事業や繰越額の詳細につきましては次のページに資料としまして繰越計算書にまとめさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。最終的な翌年度への繰越額につきましては、計算書の1番下、合計欄にお示しをしておりますとおおり、全体で2億7,908万4千円。となっております。この繰越額の主な理由につきましては、3月定例会の方でもご説明をさせていただきました。主にはコロナ禍や積雪等の影響もございまして、資材の調達、建設工事関係の人手不足など、事業の進度調整を余儀なくされまして、結果的に工事発注の遅れ、関係者との調整に不測の時間を要したことによりまして、業務の遅延が生じてしまったことによるものでございます。各事業における、翌年度繰越額の多くにつきましては、先の3月定例議会でご承認いただいた繰越明許額とほぼ同額を繰越しさせていただいておりますけれども、総務費の関係で高速ブロードバンド基盤整備推進事業の光ケーブル、災害本復旧作業につきましては、令和4年度末までに事業完了できましたので、繰越額はゼロ円。それから、中段から下段にかけてなんですけども土木費の中で、町道松原正地交差点改良工事につきましては、令和4年度予定しておりました業務につきましては完了したといったことに伴いまして繰越額はゼロとなっております。また、定住促進事業補助金、広島県の建設事業負担金及び橋梁施設改良事業においても令和4年度の事業進捗によりまして大きく減額した繰越しとさせていただいております。全体で20事業につきまして、次年度に繰越しし、対応させていただくものでございます。報告は以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、それでは、報告第2号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について健康福祉課の方から説明のほうをさせていただきます。今回の繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づいて繰越しをさせていただくものでございます。1枚めくっていただきまして、繰越明許費の内容について整理しました計算書がございまして。今回、繰越しについては、介護保険事業の中の、地域支援事業費の一般介護予防事業における、介護予防日常生活圏域ニーズ調査、また在宅介護実態調査の業務につきまして、3月にご承認いただきました繰越明許額の全額となります、377万5千円を繰越しさせていただいたものでございます。今回の繰越しの理由につきましては、調査の内容の確定が遅れましたこと、さらには、このニーズ調査にあわせまして、在宅の改善調査、これは事業者や利用者の方に調査する内容でございますが、そのほか、居宅変更実態調査など、当初予定しておりました調査に新たにまた、調査内容が加わったため、令和4年度内で調査を実施し、分析による取りまとめ、報告の作成が困難となったためでございます。なお、令和5年度におきましては、この調査の結果にあわせ、この介護保険の第9期の事業計画の策定も進めてまいります。報告は以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

報告第3号、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。こちら3月議会でご承認いただきました、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費の、別紙のとおり繰越しさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。1ページをお開きください。繰越計算書でございます。簡易水道費、いずれも簡易水道施設となっております。一つ目道路、失礼いたしました。戸河内配水区、（僧都線他）配水管布設工事で



す。こちら、埋設管のルートを試掘作業及び舗装業者の確保に伴いまして、繰越しをさせていただきました。こちらにつきましては、5月末の工期にて工事完了いたしております。続きまして2番目です。筒賀中央浄水場真空ポンプ等修繕工事と、4番目の井仁口橋添架管更新工事です。こちら工事資材の調達不足の日数を伴いまして、繰越しとさせていただきますでしたが、5月中に工事完了いたしております。続きまして3番目です。柴木浄水場更新基本設計業務でございます。こちら、急速ろ過機の導入に伴いまして県知事に対しまして、許認可が必要となりました。こちらを理由とさせていただきますが、繰越しをさせていただきますが、設計を年内で完了いたすことで準備を進めてございます。次年度以降工事も予定してございます。続いて5番目です。簡易水道事業、公営企業会計移行業務支援構築業務でございます。こちらは、令和6年度からの企業会計移行に伴いまして、事務の効率化のため、令和4年度、今年度5年度での2か年で継続して実施することが有効なため、繰越しをさせていただきます。合わせまして4,622万3千円の繰越しをさせていただきます。続きまして報告第4号です。安芸太田町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。こちら3月議会で承認をいただきました令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計繰越明許費を別紙のとおり繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。1ページをお開きください。繰越計算書でございます。こちら、下水道費、下水道施設費、農業集落排水施設管理事業でございます。公営企業会計システム構築業務です。こちら先ほど同様に、令和6年度より公営企業会計に移行することによりまして、事務の効率化のため昨年度と今年度2か年で継続して業務を実施することが有効なため繰越しをさせていただきます。繰越額につきましては190万円でございます。続きまして報告第5号、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてです。こちら3月議会におきまして承認をいただきました。令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費を、別紙のとおり繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。1ページをお開きください。繰越計算書でございます。下水道費、下水道施設費、公共下水道施設整備事業です。下水道事業、公営企業会計適用支援業務及び、公営企業会計、システム構築業務です。こちら先ほど同様ですが、令和6年度からの公営企業会計の移行に伴いまして、事務の効率化のため、今年度と、昨年度2か年におきまして継続して実施することが有効であるため、繰越しをさせていただきます。金額につきましては、1,291万8千円です。以上です。

○中本正廣議長

これで報告第1号から報告第5号までを終わります。

日程第11. 議案第45号

日程第12. 議案第46号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第50号

日程第17. 議案第51号

日程第18. 議案第52号

日程第19. 議案第53号

日程第20. 議案第54号

○中本正廣議長

日程第11、議案第45号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（松原・小板辺地飲用水供給施設）から、日程第20、議案第54号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題といたします。提案者からの提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続けて説明させていただきます。議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（松原・小板辺地飲用水供給施設）、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（二郷辺地加工施設）。令和5年度において、辺地対策事業債を財源として、公共的施設の

ハード整備事業を実施したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案第47号安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。安芸太田町消防団においては、団員の定員と実員の乖離が広がっており、令和5年7月から消防団員の定数を500人から400人とするため、条例の一部改正をするものでございます。議案第48号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。議案第49号、財産の取得について。消防団活動服及びアポロキャップの更新について、予定価格が700万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案第50号、財産の取得について（ホイールローダー除雪車）。ホイールローダー除雪車の取得について、予定価格が700万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案第51号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）。令和5年度安芸太田町一般会計の補正予算（第2号）は、1億1,812万2千円の増額を定めるものです。今回の補正は歳入が、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金や、社会資本整備総合交付金などの国庫、県費補助金、補助裏の起債及び財政調整基金からの繰入金が増が主なものでございます。歳出は、職員給与費について、令和5年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替え、電力・ガス・食料品等価格高騰への対応として、住民税非課税世帯への特別給付金支給等に係る事業費の増。国庫補助金の採択に伴う町道法面補修工事、橋梁修繕設計及び小規模崩壊地復旧事業に伴う工事請負費の増が主なものです。また、道の駅再整備事業や定住促進住宅の整備に係る債務負担行為の追加についてもお願いするものでございます。議案第52号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ425万円の減額を定めるものでございます。今回の補正は、職員給与費について、令和5年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものでございます。議案第53号、令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額はそのまま、職員給与費について、令和5年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものでございます。議案第54号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1万5千円の増額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費について、令和5年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出議案については後日、詳細説明審議を行います。本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前11時23分 散会